

(訳文)

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることを確認される。

2 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

4 協定第十二条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、国

際原子力機関（以下「機関」という。）の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a) 違反の認定

(b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十年三月二日に東京で

日本国政府のために

岡田克也

カザフスタン共和国政府のために

A・カマルディノフ